

# 用語の説明

## 1 貯蓄

郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金(加入してからの掛金の払込み総額)、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券(株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面)といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計をいう。

なお、貯蓄は世帯全体の貯蓄であり、また、個人営業世帯などの貯蓄には家計用のほか事業用も含める。

### (1) 金融機関等への預貯金

#### 通貨性預貯金

郵便局の通常貯金、銀行及びその他の金融機関(信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業・漁業の協同組合等)の普通預金、当座預金、通知預金及び納税準備預金をいう。

#### 定期性預貯金

郵便局の定額貯金、定期貯金及び積立貯金、銀行及びその他金融機関の各種定期預金、定期積金などをいう。

#### 生命保険など

生命保険会社の積立型生命保険、損害保険会社の損害保険(火災・傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる積立型のもの)、農業協同組合の養老生命共済、郵便局で取り扱っている簡易保険(保険商品、年金商品)をいう。

#### 有価証券

株式・株式投資信託及び国債、地方債、公社・公団債、金融債、事業債などの債券、公社債投資信託(学校債及び農地被買収者国庫債は含めない。)並びに信託銀行に信託して運用する貸付信託・金銭信託などをいう。

### (2) 金融機関外への預貯金

社内預金、勤め先の共済組合などへの預貯金などをいう。

### (3) 年金型貯蓄

簡易保険のうち年金商品(旧郵便年金)、個人年金信託、生命保険会社の個人年金、財形年金貯蓄などをいう。公的年金(厚生年金、国民年金及び共済年金)や企業年金は含めない。

### (4) 外貨預金・外債

外貨建ての預金、外貨建債券、外国株式、外貨建投資信託(外貨建MMFを含む。)、外貨建生命保険をいう。なお、外債であっても円建てのものは含めないが、二重通貨建てのデュアルカレンシー債及びリパースデュアルカレンシー債は含める。

## 2 負債

郵便局、銀行、生命保険会社、住宅金融公庫(現在は住宅金融支援機構)などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社、共済組合及び親戚・知人からの借入金並びに月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

負債は世帯全体の負債であり、個人営業世帯などの負債には家計用のほか事業用の負債も含める。

### 〔借入先〕

#### 公的金融機関と民間金融機関

公的金融機関 郵便局(簡易保険等)、住宅金融公庫、国民生活金融公庫(平成18年4月1日より年金積立金管理運用独立行政法人)、中小企業金融公庫など政府関係機関のほか、年金資金運用基金、都道府県や市町村の住宅供給公社など。

民間金融機関 銀行、信用金庫、農業協同組合、生命保険会社など。

その他 社内貸付け、勤め先の共済組合、サラリーマン金融、質屋、親戚・知人など。

## 3 収支項目

家計の収支は消費構造の分析に有用なように、収入については収入源別に、支出については用途別に区分されている。この区分を収支項目といい、その分類方法は「収支項目分類の基本原則」(p.270)を参照のこと。

ここでは主な収支項目について説明する。

(1) 実収入……一般に言われる税込み収入であり、世帯員全員の現金収入を合計したものである。

実収入以外の収入……言わば「見せかけの収入」であり、現金が手元に入るが、一方で資産の減少、負債の増加を伴うものである。

繰入金……前月から持ち越した世帯の手持ち現金である。

収入総額……「実収入」の外に、「実収入以外の収入」、前月からの「繰入金」を含み、「支出総額」と一致している。

(2) 実支出……「消費支出」と「非消費支出」を合計した支出である。

消費支出……いわゆる生活費のことであり、日常生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。

非消費支出……原則として税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出である。

実支出以外の支出……言わば「見せかけの支出」であり、預貯金、投資、財産購入、借金返済など、手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加あるいは負債の減少を伴うものである。繰越金……月末における世帯の手持ち現金残高である。

支出総額……「実支出」、「実支出以外の支出」、翌月への「繰越金」から成り、「収入総額」と一致している。

- (3) 可処分所得……「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。これにより購買力の強さを測ることができる。

黒字……「実収入」と「実支出」との差であり、マイナスの場合は赤字ということになる。これは「可処分所得」から「消費支出」を差し引いた額とも同じである。

貯蓄純増……「預貯金」と「保険掛金」の合計から「預貯金引出」と「保険取金」の合計を差し引いたものである。

金融資産純増……「貯蓄純増」に「有価証券購入」と「有価証券売却」との差を加えたものである。

#### 4 各種比率

エンゲル係数……消費支出に占める食料費の割合であり、生活水準の高低を表す一つの指標となる。

黒字率……可処分所得に対する黒字の割合である。

平均貯蓄率……可処分所得に対する貯蓄純増の割合である。

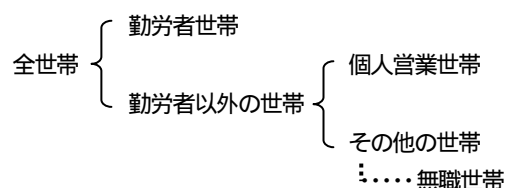
金融資産純増率……可処分所得に対する金融資産純増の割合である。

平均消費性向……可処分所得に対する消費支出の割合である。

#### 5 世帯と世帯員

##### (1) 世帯

世帯とは、住居及び家計を共にしている人の集まりをいい、家計調査では学生の単身世帯を除く一般世帯を対象にしている。これらの世帯を、家計費に充てるための収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、次のように区分している。



「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯

は「勤労者以外の世帯」とする。

「勤労者以外の世帯」とは、勤労者世帯以外のすべての世帯をいう。「個人営業世帯」には世帯主が商人、職人、個人経営者の世帯が分類され、「その他の世帯」には世帯主が法人経営者、自由業者、無職などの世帯が分類される。

なお、勤労者以外の世帯（無職世帯を除く。）の収入は、年間収入しか調査されていないので、「全世帯」、「勤労者以外の世帯」あるいは「個人営業世帯」については、支出及び年間収入の結果数字しか得られない。

##### (2) 世帯員

世帯主とその家族のほか、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚の子供、住み込みの家事使用人及び営業使用人なども世帯員とみなしている。

また、家族であっても別居中の人、家計を別にしている間借人などは世帯員に含めない。

##### (3) 世帯の属性分類

世帯の分類に用いている「職業」、「産業」、「企業規模」は、世帯主の就業状態によるものである。なお、「企業規模」は勤め先の企業の従業者数の大きさによって分類している。

世帯類型……世帯を世帯員の続き柄による構成によって分類したもので、いわゆる核家族と呼ばれる「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供から成る世帯」を始め、「両親と子供夫婦又は未婚の孫から成る世帯」、「母親と20歳未満の子供のみの世帯」など家計分析に有効なように世帯を区分している。

#### 6 調整集計世帯数

調査世帯の抽出率は全国一率でなく、世帯の密集度などに応じて、できるだけ調査に無駄がないように定めている。例えば平成12年国勢調査結果でみると東京都区部では抽出率が1/5205であるが、県庁所在市のうち、最も世帯数の少ない市は1/376となっている。集計に当たってこの抽出率の違いを無視すると、東京都区部のように抽出率の低い地域の実態が過小評価されることとなる。そこで、各地域ごとに係数（調整係数という。）を乗じて集計している。この調整した世帯数の和が調整集計世帯数（結果表上は10倍値で表章）である。

#### 7 世帯数分布（抽出率調整）

各区分に該当する世帯数の割合を調整集計世帯数を使って表したもので、1万分比又は10万分比で表章される。これにより、母集団の世帯分布を知ることができる。

なお、標本誤差の推定には集計世帯数を用いている。

#### 8 年間収入階級と五分位、十分位階級

「年間収入」は過去1年間の現金収入であるため、各年間収入階級の現金実収入の平均を12倍しても必ずしも当該

階級内には入らない。

「五分位階級」とは、すべての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入又は世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で五分分して五つのグループを作った場合の各グループのことで、収入の低い方から順次第 1 位、第 2 位、第 3 位、第 4 位、第 5 位五分位階級という。それぞれの階級について収入と支出をまとめたものが「五分位階級別」の結果であり、所得階層別に家計収支をみたり、所得の格差の動きをみたりする際に有用である。

「十分位階級」は、上記と同じ要領で十等分した場合の十のグループのことである。

## 9 住居の所有関係

住居は、その所有関係から次のように区分している。

「持家」とは、居住している世帯がその住宅を所有している場合をいう。未登記又は分譲住宅などで分割払いの未払分があっても、居住していればこれに含める。

「民営借家」とは、居住している世帯がその住宅を借りている場合で、次の「公営借家」、「給与住宅」に該当しないものをいう。

「公営借家」とは、都道府県営、市町村営のほか、都市再生機構、住宅供給公社などの公的機関が市民を対象に経営する賃貸住宅に居住している場合をいう。

「給与住宅」とは、勤め先の会社、官公庁、団体などがその職員家族を居住させるために所有管理又は借り上げている住宅に居住している場合をいう。なお、玄関、台所、便所の専用、共用の別は問わない。

なお、「世帯票」(p.281 参照)の調査事項のうち「民営の賃貸住宅（設備共用）」及び「借間」の世帯は表章せず、総数に含めている。